

令和8年  
(2026年)

3

# そうごう 総合センターだより

かわにし そうごう かわにしりん ぼかん かわにし じどうかん  
川西市総合センター (川西隣保館・川西児童館)

かわにし ひだかちよう ばん ごう  
川西市日高町1番2号 ☎072(758)8398 Fax 072(758)2132



## びよう たい ただ り かい ハンセン病に対する正しい理解を

2026(令和8)年2月6日(金)に第38回川西市人権教育研究大会が開催されました。記念講演会では、

「ハンセン病問題を考える～家族の思いから人権侵害の本質に迫る～」をテーマに、ハンセン病家族訴訟原告団の副団長である黄光男様に、ご自身の経験に基づいた差別の実態をお話いただきました。

黄様は1955(昭和30)年大阪府吹田市で在日朝鮮人2世として生まれました。

お母様とお姉様がハンセン病を発症し、岡山の療養所に入所されたため、わずか1歳の時に福祉施設へ預けられました。その後、9歳の時に、家族で社会復帰をすることとなり、尼崎市での生活が始まりました。

1957(昭和32)年に、療養所から転園に伴う、一時帰宅の際に、近隣住民から、「飲料水が共同水道であること」「家屋が接近していること」「幼児が非常に多いこと」などを理由に帰宅を拒む決議文が提出されるといった、地域から拒絶される冷酷な差別の実態についても語られました。

「水虫があるとは話せるのに、ハンセン病であるとは話せない。」という言葉が印象的で、差別がいかに深く、当事者の心を縛りつけてきたかを物語っています。

かつては医学が未発達時代に、誤った知識により「恐ろしい病気」というイメージが植え付けられ、ハンセン病患者に対する強制隔離が行われ、深刻な人権侵害が引き起こされました。

1996(平成8)年に「らい予防法」が廃止され、強制隔離はなくなりました。しかし、今もなお根強く残る偏見が壁となり、療養所の外での生活や帰郷に不安を感じ、退所できない人が多くおられます。

黄様も周囲の偏見を恐れ、ハンセン病を患った家族のことを長らく語る事ができなかったのですが、子や孫に同じ思いを味わわせたくない、戦ってこれました。

ハンセン病は、らい菌の感染によっておこる慢性の感染症で、主に皮膚や末梢神経が侵されますが、今では、適切な抗菌薬による早期治療で、後遺症を残さず完治する病気です。

また、感染力は、極めて弱く、日常生活で感染することはほぼありません。

差別をなくすためには、私たち一人ひとりが、ハンセン病に対する正しい知識を

持つことが重要です。当センターでは、ハンセン病に関するDVD教材の貸し出しを行っています。

ぜひ、この機会にご覧ください。



「笹雄二 ハンセン病とともに生きる  
～熊笹の尾根の生涯～」  
DVD(43分)